

◎新潟県告示第175号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

(1) 4-ベンジルピペリジン及びその塩類

(2) 1-(2,3-ジヒドロ-1H-インデン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン（通称名5-BPDI）及びその塩類

(3) メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート（通称名FUB-ADB）及びその塩類

(4) キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名FUB-NPB-22）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年2月21日